別紙様式第10号の2の3（第34条の2の47第1項、第34条の4第1項関係）

（日本産業規格A4）

銀行法第52条の2の11第1項に基づく銀行議決権保有届出書・
銀行法第52条の3第1項に基づく変更報告書（No.　　）(イ)

年　月　日

金融庁長官　殿
財務(支)局長　殿

商号、名称又は氏名　(ロ)
住所又は本店所在地　(ロ)
届出又は報告義務発生日　年　月　日(ハ)

第1　提出者及びその他保有者等に関する事項

1　銀行又は銀行持株会社

銀行又は銀行持株会社の名称	
本店又は主たる事務所の所在地	

提出者、その他保有者及び共同保有者等の総数(ニ)	
提出形態(ホ)	※1　連名 2　その他

2　提出者等

(1)　提出者等の概要(ヘ)

※　1　個人 2　法人（1　株式会社　2　有限会社　3　その他（　　）） （団体名等：　　）	
フリガナ（カタカナ）	
商号、名称又は氏名	
フリガナ（カタカナ）	
住所又は本店所在地	
事業の種類	

<table>
<tr><td colspan="2">フリガナ（カタカナ）</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">旧商号、名称又は氏名</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">フリガナ（カタカナ）</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">旧住所又は本店所在地</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">旧事業の種類</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">個人</td><td rowspan="2">生年月日　年　月　日</td><td>（フリガナ）</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>勤務先名称</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>職業</td><td></td><td>勤務先住所</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">法人</td><td rowspan="2">設立年月日　年　月　日</td><td>（フリガナ）</td><td></td><td rowspan="2">代表者役職</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>代表者氏名</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">資本金額（百万円）</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">提出者との関係</td><td colspan="4">※　1　本人
2　その他大量保有者（銀行法第３条の２第１項第　号）
3　共同保有者
4　共同保有者に係るその他大量保有者に相当する者（銀行法第３条の２第１項第　号）</td></tr>
<tr><td colspan="2">事務上の連絡先及び担当者名</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">電話番号</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

(2)　上記提出者等が保有する議決権の数(ﾄ)

提出者等が保有する議決権の数	

(3)　保有の目的(ﾁ)

新保有の目的	
旧保有の目的	

(4)　取得資金(ﾘ)

①　取得資金の内訳

自己資金額(千円)		借入金額計(千円)	

その他（具体的に）		
	その他金額計（千円）	

取得資金合計（千円）	

② 借入金の内訳

（フリガナ） 名称（支店名）	業　種	（フリガナ） 代表者氏名	所　在　地	金　額 （千円）

3　その他保有者等(ヌ)

(1)　その他保有者等の概要

※　1　個人 2　法人（1　株式会社　2　有限会社　3　その他（　　）） （団体名等：　　）	
フリガナ（カタカナ） 商号、名称又は氏名	
フリガナ（カタカナ） 住所又は本店所在地	
事業の種類	
フリガナ（カタカナ） 旧商号、名称又は氏名	
フリガナ（カタカナ） 旧住所又は本店所在地	

旧事業の種類				
個人	生年月日　年　月　日	（フリガナ）		
		勤務先名称		
	職　業	勤務先住所		
法人	設立年月日　年　月　日	（フリガナ）		代表者役職
		代表者氏名		
	資本金額（百万円）			
提出者との関係	※　1　その他保有者（銀行法第３条の２第１項第　　号） 2　共同保有者に係るその他保有者に相当する者（銀行法第３条の２第１項第　　号）			
事務上の連絡先及び担当者名				
電話番号				

(2)　上記その他保有者等が保有する議決権の数

その他保有者等が保有する議決権の数	

(3)　保有の目的

新保有の目的	
旧保有の目的	

(4)　取得資金

①　取得資金の内訳

自己資金額(千円)		借入金額計(千円)	

その他（具体的に）

その他金額計(千円)	

取得資金合計（千円）	

②　借入金の内訳

（フリガナ） 名称（支店名）	業　種	（フリガナ） 代表者氏名	所　在　地	金　額 （千円）

4　上記提出者及びその他保有者の議決権保有割合(ﾊ)

提出者及びその他保有者が保有する議決権の数		(A)
	提出者が保有する議決権の数	
	その他保有者が保有する議決権の数	
銀行又は銀行持株会社の総株主の議決権		(B)
議決権保有割合		（A／B×100）
直前の届出書等に記載された議決権保有割合		

5　銀行又は銀行持株会社の発行する株式に係る議決権に関する最近60日間の取得又は処分の状況(ﾆ)

取得又は処分を行った者	年　月　日	議決権の数	取得又は処分の別	単　価
			※1　取得　2　処分	
			※1　取得　2　処分	
			※1　取得　2　処分	
			※1　取得　2　処分	
			※1　取得　2　処分	
			※1　取得　2　処分	

			※1　取得　2　処分	
			※1　取得　2　処分	
			※1　取得　2　処分	
			※1　取得　2　処分	
			※1　取得　2　処分	
			※1　取得　2　処分	
			※1　取得　2　処分	
			※1　取得　2　処分	
			※1　取得　2　処分	
			※1　取得　2　処分	
			※1　取得　2　処分	
			※1　取得　2　処分	
			※1　取得　2　処分	
			※1　取得　2　処分	

6　銀行又は銀行持株会社の発行する株式に係る議決権に関する最近60日間の取得又は処分の状況(ヲ)

取得又は処分を行った者	年月日	議決権の数	取得又は処分の別	譲渡の相手方	単　価
			※1　取得　2　処分		
			※1　取得　2　処分		
			※1　取得　2　処分		
			※1　取得　2　処分		
			※1　取得　2　処分		
			※1　取得　2　処分		
			※1　取得　2　処分		
			※1　取得　2　処分		
			※1　取得　2　処分		
			※1　取得　2　処分		
			※1　取得　2　処分		
			※1　取得　2　処分		

			※1　取得　2　処分		
			※1　取得　2　処分		
			※1　取得　2　処分		
			※1　取得　2　処分		
			※1　取得　2　処分		
			※1　取得　2　処分		
			※1　取得　2　処分		
			※1　取得　2　処分		
			※1　取得　2　処分		

第２　共同保有者に関する事項

１　共同保有者(カ)

※　1　個人 2　法人（1　株式会社　2　有限会社　3　その他（　　）） （団体名等：　　）				
フリガナ（カタカナ） 商号、名称又は氏名				
フリガナ（カタカナ） 住所又は本店所在地				
事業の種類				
フリガナ（カタカナ） 旧商号、名称又は氏名				
フリガナ（カタカナ） 旧住所又は本店所在地				
旧事業の種類				
個人	生年月日　年　月　日	（フリガナ）		
		勤務先名称		
	職業	勤務先住所		
法人	設立年月日　年　月　日	（フリガナ）		代表者役職
		代表者氏名		
	資本金額（百万円）			

事務上の連絡先及び担当者名	
電　話　番　号	

2　上記共同保有者が保有する議決権の数(ヨ)

共同保有者が保有する議決権の数	

第３　提出者、その他保有者及び共同保有者等に関する総括表

1　提出者、その他保有者及び共同保有者等(ﾀ)

1		21		41	
2		22		42	
3		23		43	
4		24		44	
5		25		45	
6		26		46	
7		27		47	
8		28		48	
9		29		49	
10		30		50	
11		31		51	
12		32		52	
13		33		53	
14		34		54	
15		35		55	
16		36		56	
17		37		57	
18		38		58	
19		39		59	
20		40		60	

2　上記提出者、その他保有者及び共同保有者等の議決権保有割合(ﾚ)

提出者、その他保有者及び共同保有者等が保有する議決権の数	(A)
提出者が保有する議決権の数	
その他保有者が保有する議決権の数	
共同保有者が保有する議決権の数	
共同保有者に係るその他保有者に相当する者が保有する議決権の数	
銀行又は銀行持株会社の総株主の議決権	(B)
議決権保有割合	（A／B×100）
直前の届出書等に記載された議決権保有割合	

（記載上の注意）

1　一般的事項

(A)　この様式において「議決権」とは、銀行法第２条第６項に規定する議決権をいう。

(B)　この様式において「届出書等」とは、銀行法第52条の２の11第１項に規定する銀行議決権保有届出書又は第52条の３第１項に規定する変更報告書をいう。

(C)　この様式において「提出者」とは、銀行法第52条の２の11第１項又は第52条の３第１項の規定により、届出書等の提出を行う者（代理人が提出する場合には、当該代理人に提出を委任する者）をいう。

(D)　この様式において「その他保有者」とは、銀行法第３条の２第１項第２号から第５号まで及び第７号の規定により、提出者が保有しているものとみなされる議決権のうち、提出者が現に保有している議決権以外の議決権の保有者をいう。

(E)　この様式において「共同保有者」とは、提出者が銀行法第３条の２第１項第６号に掲げる者である場合における同号に規定する共同保有者をいう。

(F)　この様式において「その他大量保有者」とは、総株主の議決権の100分の５を超えて議決権を保有するその他保有者をいう。

(G)　この様式において「提出者等」とは、提出者及び当該提出者に届出書等の提出を委任したその他大量保有者並びに共同保有者及び当該共同保有者に係るその他大量保有者に相当する者をいう。

(H)　記載事項のうち「第１　提出者及びその他保有者等に関する事項」に

は、提出者及びその他保有者の議決権の保有状況について記載し、「３　その他保有者等」には、その他保有者がいる場合にのみ記載し、その他保有者が複数いる場合はそれぞれの議決権の保有状況について、別々に記載すること。「第２　共同保有者に関する事項」には、共同保有者がいる場合にのみ記載し、共同保有者が複数いる場合はそれぞれの議決権の保有状況について、別々に記載すること。「第３　提出者、その他保有者及び共同保有者等に関する総括表」には、その他保有者又は共同保有者がいる場合にのみ、提出者、その他保有者及び共同保有者の議決権の保有状況を一括して記載すること。また、その他保有者がいない場合には、この様式のうち「第１　提出者及びその他保有者等に関する事項」の「３　その他保有者等」に係る部分、共同保有者がいない場合には、この様式のうち「第２　共同保有者に関する事項」に係る部分、その他保有者及び共同保有者がいない場合には、これらに加え「第３　提出者、その他保有者及び共同保有者等に関する総括表」に係る部分の提出を要しない。

(I)　提出者は、その他大量保有者並びに共同保有者及び当該共同保有者に係るその他大量保有者に相当する者全員の委任を受けて、提出者等全員の届出書等を一つにまとめて提出することができる。

(J)　上記(I)の場合には、提出者等のそれぞれの議決権の保有状況について、別々に「第１　提出者及びその他保有者等に関する事項」の「２　提出者等」に記載するとともに、当該提出者等の議決権の保有状況を一括して「第３　提出者、その他保有者及び共同保有者等に関する総括表」に記載すること。また、総株主の議決権の100分の５以下の議決権を保有するその他保有者及び共同保有者に係るその他保有者に相当する者の議決権の保有状況について、別々に「第１　提出者及びその他保有者等に関する事項」の「３　その他保有者等」に記載するとともに、「第３　提出者、その他保有者及び共同保有者等に関する総括表」に提出者等と併せて記載すること。この際には、その他大量保有者及び共同保有者の議決権の保有状況については、「第１　提出者及びその他保有者等に関する事項」の「３　その他保有者等」及び「第２　共同保有者に関する事項」に記載することを要しない。

(K)　変更報告書は、議決権保有割合に100分の１以上の増加又は減少があった場合のほか、提出者の商号、名称若しくは氏名又は住所若しくは本店所在地又は事業の種類の変更、提出者の保有の目的の変更、その他保有者等の変更、その他保有者等の商号、名称若しくは氏名又は住所若しくは本店所在地又は事業の種類の変更、その他保有者等の保有の目的の変更、共同保有者の変更、共同保有者の商号、名称若しくは氏名又は住所若しくは本

店所在地又は事業の種類の変更その他の銀行議決権保有届出書に記載すべき重要な事項の変更があった場合に提出すること。なお、銀行法の他の規定及び他の法令に基づき、金融庁長官又は財務局長若しくは福岡財務支局長に上記事項に係る変更の報告等を行っている場合には、当該事項に係る変更報告書を提出することを要しない。

(L) 変更報告書の提出に当たっては、銀行議決権保有届出書の記載事項の全てについて、変更報告書の提出義務が発生した日の現況に基づいて記載すること。ただし、「第１　提出者及びその他保有者等に関する事項」の「２　提出者等」の「(1) 提出者等の概要」欄、「３　その他保有者等」の「(1) その他保有者等の概要」欄又は「第２　共同保有者に関する事項」の「１　共同保有者」欄に記載した事項のみが変更した場合には、当該変更のあった欄並びに「第１　提出者及びその他保有者等に関する事項」の「１　銀行又は銀行持株会社」及び「２　提出者等」の「(1) 提出者等の概要」欄以外の欄に記載することを要しない。

(M) ※のある欄は、該当する番号を○で囲むこと。

(N) 届出書等に係る訂正報告書については、銀行又は銀行持株会社の名称、提出者の商号、名称又は氏名及び住所又は本店所在地並びに訂正される届出書等の届出又は報告義務発生日を記載し、訂正事項については、その訂正前・訂正後が分かるように記載すること。

(O) 銀行議決権保有届出書の提出を行う際には、提出者若しくはその他保有者又は共同保有者若しくは当該共同保有者に係るその他保有者に相当する者が事業を行っている場合は、これらの者の営業所（臨時若しくは巡回型の施設又は無人の設備を除く。）の名称及び所在地を記載した書類を添付すること。なお、当該営業所の名称又は所在地の変更を行った場合には、当該変更を行った日の属する営業年度の終了の日から５日以内に、当該営業年度の終了の日現在の当該営業所の名称及び所在地を記載した書類又は当該変更を行った営業所についての当該変更前及び変更後の名称及び所在地を記載した書類を提出すること。

(P) この様式において、氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

２　個別事項

(イ) 表題

表題の欄は、銀行議決権保有届出書又は変更報告書のいずれか該当しないものを消し、変更報告書である場合には、銀行議決権保有届出書を提出した後、最初に提出した変更報告書から数えた通し番号を記入すること。

(ロ) 商号、名称又は氏名及び住所又は本店所在地

(1)　届出書等の提出者本人（代理人が提出する場合には当該代理人）の商号、名称又は氏名及び住所又は本店所在地を記入すること。なお、代理人が提出する場合には、届出書等の提出を委任した者が、当該代理人に、届出書等の提出に関する一切の行為につき、当該委任した者を代理する権限を付与したことを証する書面を届出書等１通につき１通ずつ添付すること。

(2)　届出書等の提出者が、その他大量保有者並びに共同保有者及び当該共同保有者に係るその他大量保有者に相当する者全員の委任を受けて当該提出者等全員の届出書等を一つにまとめて提出する場合には、委任を受けた者が、その商号、名称又は氏名及び住所又は本店所在地を届出書等の一頁目のみに記入すること。なお、当該その他大量保有者並びに当該共同保有者及び当該共同保有者に係るその他大量保有者に相当する者が、当該提出者に届出書等の提出に関する一切の行為につき、当該その他大量保有者並びに当該共同保有者及び当該共同保有者に係るその他大量保有者に相当する者を代理する権限を付与したことを証する書面を届出書等１通につき１通ずつ添付すること。

(3)　「商号、名称又は氏名」欄については、法人の場合には、法人の商号又は名称及び代表者の役職氏名を記入すること。

(ハ)　届出又は報告義務発生日

銀行議決権保有届出書にあっては、総株主の議決権の100分の５を超える議決権の保有者（銀行法第３条の２第１項第２号から第７号までの規定により、当該各号に定める数の議決権の保有者とみなされる場合を含む。）となった日を、変更報告書にあっては当該変更報告書に記載すべき変更があった日を記載すること。

第１　提出者及びその他保有者等に関する事項

(ニ)　提出者、その他保有者及び共同保有者等の総数

提出者及びその他保有者並びに共同保有者及び共同保有者に係るその他保有者に相当する者の総数を記載すること。

(ホ)　提出形態

届出書等の提出者が、その他大量保有者並びに共同保有者及び当該共同保有者に係るその他大量保有者に相当する者全員の委任を受けて当該提出者等全員の届出書等を一つにまとめて提出する場合には「１　連名」を○で囲み、それ以外の場合には「２　その他」を○で囲むこと。

(ヘ)　提出者等の概要

(1)　「１　個人、２　法人」欄は、該当する番号を○で囲むこと。法人の場合には、会社形態について該当する番号を○で囲み、該当するものが

ない場合には、「合名会社」、「合資会社」等、具体的に記載すること。銀行法第３条の２第１項第１号に規定する法人でない団体である場合には、当該団体を保有者として提出せず、代表者又は管理人を保有者として提出すること。また、この場合には、当該団体名及び提出者の当該団体との関係等を記載すること。

(2) 提出者等の商号、名称若しくは氏名又は住所若しくは本店所在地又は事業の種類の変更に係る変更報告書を提出する場合には、「旧商号、名称又は氏名」、「旧住所又は本店所在地」又は「旧事業の種類」欄に、変更前の商号、名称若しくは氏名又は住所若しくは本店所在地又は事業の種類を記載すること。

(3) 「事業の種類」欄には、当該提出者等が事業を行っている場合にのみ、届出書等の提出義務が発生した日現在の当該法人の定款等に記載された主要な目的を記載すること。

(4) 提出者等が個人である場合は「個人」欄に、法人の場合は「法人」欄に必要事項をそれぞれ記載すること。

(5) 「設立年月日」欄には、法人設立の登記年月日を記載すること。

(6) 「資本金額」欄には、資本金額又は出資総額を記載すること。

(7) 「提出者との関係」欄には、提出者である場合は「１　本人」を○で囲み、その他大量保有者である場合は「２　その他大量保有者」を○で囲み、銀行法第３条の２第１項各号のうち、該当する号を記載すること。また、共同保有者である場合は「３　共同保有者」を○で囲み、当該共同保有者に係るその他大量保有者に相当する者である場合は「４　共同保有者に係るその他大量保有者に相当する者」を○で囲み、銀行法第３条の２第１項各号のうち、該当する号を記載すること。

(ト) 上記提出者等が保有する議決権の数

その日の取引が全て終了した後の提出者が現に保有する銀行若しくは銀行持株会社の議決権の数又は提出者に届出書等の提出を委任したその他大量保有者若しくは共同保有者若しくは当該共同保有者に係るその他大量保有者に相当する者が現に保有する銀行の議決権の数（その他保有者又は共同保有者に係るその他保有者に相当する者が、それぞれ提出者又は共同保有者に連結される会社である場合は、第１条の５第２項各号に規定する数とする。以下同じ。）を記載すること。

(チ) 保有の目的

(1) 「純投資」、「政策投資」、「経営参加」、「支配権の取得」等の目的及びその内容について、できる限り具体的に記載すること。

(2) 銀行議決権保有届出書を提出する場合には、「新保有の目的」欄に保

有の目的を記載し、「旧保有の目的」欄には記載しないこと。変更報告書を提出する場合には、「新保有の目的」欄には変更後の保有の目的を記載し、「旧保有の目的」欄には変更前の保有の目的を記載すること。

(リ) 取得資金

(1) 取得資金（累計）の内訳

届出又は報告義務が発生した日に保有する議決権を取得する際に要した資金（累計）の内訳及び合計を記載すること。「その他」欄には、贈与、相続、代物弁済、交換、無償交付等、具体的な取得原因を記載すること。

(2) 借入金の内訳

「① 取得資金の内訳」に記載した借入金の内訳について記載すること。「業種」欄には、「銀行」、「長期信用銀行」、「その他の金融機関」（金融商品取引法施行令第１条の９に規定する金融機関をいう。以下この様式において同じ。）、「貸金業者」、「リース会社」、「商社」、「個人」等、具体的に記載すること。

(ヌ) その他保有者等

その他保有者等がいる場合に、「第１ 提出者及びその他保有者等に関する事項」の「２ 提出者等」に準じて記載すること。

(ル) 上記提出者及びその他保有者の議決権保有割合

(1) 議決権保有割合は、その日の取引が全て終了した後の提出者及びその他保有者が保有する議決権の状況により記載すること。

(2) 「提出者が保有する議決権の数」欄には、提出者が現に保有する銀行又は銀行持株会社の議決権の数を記載すること。

(3) 「その他保有者が保有する議決権の数」欄には、その他保有者がいる場合にのみ、当該その他保有者が現に保有する銀行の議決権の数を記載すること。

(4) 「銀行又は銀行持株会社の総株主の議決権」欄には、届出又は報告義務が発生した日の当該銀行又は当該銀行持株会社の総株主の議決権を記載すること。

(5) 「議決権保有割合」欄には、小数点以下３桁を四捨五入して小数点以下２桁まで算出した割合を記載すること。

(6) 「直前の届出書等に記載された議決権保有割合」欄には、変更報告書を提出する場合に、当該変更報告書の直前の届出書等に記載された議決権保有割合を記載すること。

(ヲ) 銀行又は銀行持株会社の発行する株式に係る議決権に関する最近60日間の取得又は処分の状況

(1) 銀行法第52条の３第２項の規定により、変更報告書に譲渡の相手方及び対価に関する事項について記載しなければならない場合以外の場合にのみ記載すること。

(2) 届出又は報告義務が発生した日の60日前の日の翌日以後、届出又は報告義務が発生した日までの間の議決権の取得又は処分の状況について記載すること。この場合、１日に２回以上取得又は処分を行ったときは、取得又は処分のそれぞれ１日分を合算して記載すること。

(3) 「取引又は処分を行った者」欄には、取得又は処分を行った者の商号、名称又は氏名を記載すること。

(4) 「議決権の数」欄には、取得し、又は処分した議決権の数を記載すること。

(5) 「取得又は処分の別」欄は、該当する番号を○で囲むこと。

(6) 「単価」欄には、売買により議決権を取得し、又は処分した場合には、売買単価を記載すること。ただし、金融商品市場内における売買取引又は店頭売買有価証券の店頭売買取引によつて取得し又は処分した場合には、この欄の記載を要しない。贈与、相続、代物弁済、交換、無償交付等、売買以外の方法により議決権を取得し、又は処分した場合にはその旨を記載すること。

(ヲ) 銀行又は銀行持株会社の発行する株式に係る議決権に関する最近60日間の取得又は処分の状況

(1) 銀行法第52条の３第２項の規定により、変更報告書に譲渡の相手方及び対価に関する事項について記載しなければならない場合にのみ記載すること。

(2) 届出又は報告義務が発生した日の60日前の日の翌日以後、届出又は報告義務が発生した日までの間の議決権の取得又は処分の状況について記載すること。この場合、１日に２回以上取得又は処分を行ったときは、取得又は処分のそれぞれ１日分を合算して記載すること。

(3) 「取引又は処分を行った者」欄には、取得又は処分を行った者の商号、名称又は氏名を記載すること。

(4) 「議決権の数」欄には、取得し、又は処分した議決権の数を記載すること。なお、譲渡については、譲渡の相手方ごとに記載すること。

(5) 「取得又は処分の別」欄は、該当する番号を○で囲むこと。

(6) 「譲渡の相手方」欄には、譲渡の相手方ごとに氏名又は名称を記載すること。ただし、金融商品市場内における売買取引又は店頭売買有価証券の店頭売買取引によつて譲渡した場合において、相手方を知ることができないときは、その理由を明記した上で、この欄に記載することを要

しない。

(7) 「単価」欄には、売買により議決権を取得し、又は処分した場合には、売買単価を記載すること。なお、譲渡については、譲渡の相手方ごとに記載すること。ただし、金融商品市場内における売買取引又は店頭売買有価証券の店頭売買取引によつて取得し、又は処分した場合には、この欄の記載を要しない。贈与、相続、代物弁済、交換、無償交付等、売買以外の方法により議決権を取得し、又は処分した場合にはその旨を記載すること。

第2　共同保有者に関する事項

(カ) 共同保有者

共同保有者がいる場合に、提出者が了知している範囲で、「第1　提出者及びその他保有者等に関する事項」の「2　提出者等」の「(1)　提出者等の概要」に準じて記載すること。

(ヨ) 上記共同保有者が保有する議決権の数

共同保有者がいる場合に、その日の取引が全て終了した後の当該共同保有者が現に保有する銀行の議決権の数を記載すること。

第3　提出者、その他保有者及び共同保有者等に関する総括表

(タ) 提出者、その他保有者及び共同保有者等

その他保有者又は共同保有者がいる場合に、提出者及びその他保有者並びに共同保有者及び共同保有者が提出者に届出書等の提出を委任した場合における当該共同保有者に係るその他保有者に相当する者の商号、名称又は氏名のみを記載すること。

(レ) 上記提出者、その他保有者及び共同保有者等の議決権保有割合

(1) 議決権保有割合は、その他保有者又は共同保有者若しくは共同保有者に係るその他保有者に相当する者がいる場合に、その日の取引が全て終了した後の提出者及びその他保有者並びに共同保有者及び当該共同保有者に係るその他保有者に相当する者が保有する議決権の状況により記載すること。

(2) 「提出者が保有する議決権の数」欄には、提出者が現に保有する銀行又は銀行持株会社の議決権の数を記載すること。

(3) 「その他保有者が保有する議決権の数」欄には、その他保有者がいる場合にのみ、当該その他保有者が現に保有する銀行の議決権の数を記載すること。

(4) 「共同保有者が保有する議決権の数」欄には、共同保有者がいる場合にのみ、当該共同保有者が現に保有する銀行の議決権の数を記載すること。

(5)　「共同保有者に係るその他保有者に相当する者が保有する議決権の数」欄には、共同保有者に係るその他保有者に相当する者がいる場合にのみ、当該共同保有者に係るその他保有者に相当する者が現に保有する銀行の議決権の数を記載すること。